

# 翻刻 西村天囚著『懷德堂考之一』(その三)

竹田 健二

**要旨** 本稿は、西村時彦(号は天囚、碩園)著『懷德堂考之一』の翻刻(その三)である。天囚の故郷である種子島・西之表市の西村家が所蔵する西村天囚関係資料の中から発見された『懷德堂考之一』(抄本、一冊)の前半部は、明治四十三年(一九一〇)一月二十九日に行われた大阪人文会第二次例会での講演の原稿となった「草稿」に該当するものであり、また『懷德堂考之一』全体としては、同年二月七日から二月二十七日まで大阪朝日新聞に連載された、天囚の「懷德堂研究其一」(完結時に『懷德堂考』上巻と改題)の草稿に当たると考えられる。『懷德堂考之一』により、懷德堂顕彰運動の起点となった天囚の懷德堂研究の実態が明らかになることは確実であり、近代日本漢学における天囚の思想史的位置の解明に資すると期待される。

【キーワード】 西村天囚、「懷德堂研究其一」、「懷德堂考」、五井蘭洲

本稿は、西村時彦(号は天囚、碩園)の故郷である種子島・西之表市の西村家において発見された、西村天囚著『懷德堂考之一』(「懷德堂助教」の章)「子孫」の章)の翻刻であり、「翻刻 西村天囚著『懷德堂考之一』(その一)」(「島根大学教育学部紀要」第五十五号(人文・社会科学)、二〇二二年二月)・「翻刻 西村天囚著『懷德堂考之一』(その二)」(「島根大学教育学部紀要」第五十六号(人文・社会科学)、二〇二三年二月)の続編である。解題、及び凡例については、前々稿を参照されたい。

【附記】本研究は、JSPS科研費JP21H00465「日本近代人文学の再構築」と漢学の伝統―西村天囚関係新資料の調査研究を中心として―の助成を受けたものである。

## 【翻刻】

《一八》

【21裏】 懷德堂□(助)教【補1】

懷德堂実成□(子)享保十一年。石菴甃菴等□(師?)□(弟?)之力也。

石菴初学于浅見綱齋【注一】。既而崇奉陸王。綱齋怒而絶之。与三輪執齋初学于佐藤直方。後信陸王。為直方所絶相似【注二】【注三】。(竹山御同志中相談覚書) 万年先生ハ浅見綱齋之御門人にて、後は御見識違候て、破門になり候へとも、御破門無之とて、綱齋門下と申事、聊も一身之ひけになり候御事無之候。是以二人之交相合。執齋辞酒井侯。帰京師。尋来大阪。与石菴持軒往来。執齋又入江戸。執齋来阪之日。甃菴

等亦蓋執謁乞教。／

執齋在江戸出入権門。与幕臣大嶋古心者善。古心亦蓋王学之【22表】徒。其子大嶋近江守。為八代將軍有徳公吉宗近臣。八代將軍好文崇儒。奎運隆々。有菅埜兼山者。名直養。称彦兵衛。武蔵人。初学于仁齋。後從游三宅尚齋。享保八年十一月。請于官建私学。官准之。命府尹賜黄金三十兩。恩貸本所校地。因立私塾。曰会輔堂。將軍与近臣談及此事。近江守謂其父古心曰。京阪之地。亦不可無興学。豈無有抱此願者耶。古心語之執齋。執齋曰。大阪有石菴。人服其徳。然有請興学于官之志否。未可知。請告之其門人。執齋因報之甃菴。／

先是石菴。居于尼崎町二丁目御靈筋。甃菴入門。与同志三星屋武右衛門【注四】中村良齋道明寺屋吉左衛門富永仲基【補2】船橋屋四【22裏】郎左衛門長崎克之讚州金比羅木村平十郎寸木同平蔵等謀。正徳三年八月。同志醸金。建講舎於安土町堺筋西入北側。曰多松堂【補3】。石菴後聞知醸金人名。有不愜其意者。欲移居他處。因以享保四年八月。売安土町講舎。僑居于高麗橋筋三丁目亭屋三郎右衛門隱居。会享保九年大火。蔵書皆焚。石菴避火於平野。平野同志之徒。慰藉得無乏。既而中村良齋三星屋武右衛門。富永徳通号芳春道明寺屋吉左衛門【補4】。長崎名克之船橋屋四郎右衛門。吉田盈之備前屋吉兵衛年老号可久。山中鴻池屋又四郎等五人。与諸同志謀。相災後之地。卜尼崎町一丁目北側吉左衛門隱居。是歳五月。建立講舎於表口六間半裏行二十間之地。名曰懷德堂【補5】。十一月石菴自平野。帰住于此。以授于徒。会執齋之書至。／

【23表】 於此甃菴報之同志。会謂。若得官許。則懷德堂亦長無退転之憂。告之老師。

則恐不許可。不若秘之。因享保九年冬。整菴東行。与執齋面商。婦告之石菴。石菴曰。事已至此。無可奈何〔補6〕。十年五月。整菴与道明寺屋備前屋同東行。整菴逗留江戸至十月。与大嶋古心亦得面議。十一年春。整菴三東行。謁于御側有馬兵庫頭加納遠江守。命令請于大阪官衙。整菴未婦。公文既至大阪官衙。命調查整菴及五人履歷。是歲四月。整菴婦阪。乃請興學於大阪御番所。時東尹鈴木飛驒守。西尹松平日向守也。六月七日。二尹召整菴。伝官許之命。賜以取立學校之地。与地□（主）以代地。因請加賜東隣尼崎屋所有表五間〔23裏〕裏二十間之地。官許之。整庵四東行〔注5〕。道謝。直着手建築。八月落成。整菴為學問所預。石菴為學主十月五日論語開講〔補7〕。会蘭洲服闋。請為助教。蘭洲時年三十〔注六〕。／

遺稿云〔補8〕尼崎坊郷校既嘗。開講有日。乃衆請講宅子。宅子音吐不朗暢。口中糊塗。且不好講書。但坐談撰取。乃曰。吾向不与其事。又所不欲。扱他人。蘭洲以不與議不平于心。蓋整菴等。尚秘密。初秘于石庵。後告之石菴。而蘭洲則終始門外漢。所以不平也。衆無言而退。曰。首告官以課日講。即無講。責必至。于時整菴未狂講說。目有自難之色。衆亦不敢強。於是乎邀余。蘭洲喪母在平野者久此時已婦在大阪歟將衆邀之於平野而婦大阪歟初諸子之計營也。置予度外。所以不平于心屏而避。常缺々。懷不平。乃意。今也講師無其人。特以余貧易与也。輕之。創学五商〔補9〕〔25表〕皆分家蘭洲獨貧邊命日講也。乃辞曰。以余一日少諸君。每末席隅坐。固当然。今昂然居師授。何顏就諸君之上風。不独内慙於心。且似萃校無人。請辞。整菴私於予曰。子有不平之色。郷校之事。其初事秘約。是密然四五輩之外。莫敢知者。故計不及子耳。望不為異。今官命下。斯道之幸莫尚焉。子若不肯。則日講廢。日講廢。則校亦幾于熄。子請為斯学。強就之。乃日講可半載〔補10〕。並河翁五一郎井上生左平赤水助講。相統不絶。／

當時之事情。可以推知也。懷德堂内事記云。／

一十一年丙午十月玄関に懸候壁署之扣

定／

【25裏】

一學問者忠孝を盡し職業を勤むる等之上に有之事にて候講釈も唯右之趣を説す、むる義第一に候へハ書物不持人も聴聞くるしかるましく候事／

一武家方ハ可為上座候事／

但講釈始り候後出席候は、其差別有之ましく候

一始て出席の方ハ中井忠藏迄其断可有之候事／

但し忠藏他行之節は支配人道明寺屋新助迄案〔26表〕内可有之候

以上

午十月 學問所行司〔補11〕

一同年十月五日老先生石菴論語開講。是より日講相始り。講師ハ並河五一郎殿。井

上佐平殿。蘭洲五井先生三人にて。翌十二年丁未四月。五一郎殿東婦。同年暮迄。老先生□（も？）日講御手伝ひ有之。翌十三年戊申春より御止被成。其後臨時故障之節は。先人も助講相務被申候。十四年二年の誤己酉五月。五井先生東行。講師減し。左平殿一人故。此の前後より隔日の講二相成。先人も専ら相務〔26裏〕被申候。京都より執齋三輪先生下向の節は。日講御手伝。又ハ臨時の講毎と有之。老先生歿後には。東涯伊藤先生にも下向にて。講談も有之候。／

一日講の書は四書、書経、詩経、春秋胡伝、小学近思録、／

一毎月望同志会合老先生象山集要之講有之毎年正月十五月初会にて同志中燕集老先生初講有之後有故て毎月之会ハ十五日〔補12〕に改む

既而蘭洲以享保十二年五月東游。十五年七月十六日。石菴歿〔注七〕。遺稿遺盜享年六十六。配岡田氏。二男二女。長〔27表〕文太郎。与二女皆先天。次乃正誼。春楼称才二郎時年十九〔注八〕〔注九〕〔注十〕。整菴以學問所預兼學主。与三宅氏易宅而居。以三宅氏人少而中井氏人数多也。竹山生于石庵歿前一年履軒生于歿後二年當時蓋有異論。創学五人

一長崎克之脱同盟。懷德〔堂〕内事記云〔補13〕。／

一老先生御歿後學主之任相成之人も別ニ無之先人預人にて教授之方も引受。其後井上左平殿京都官游に付。講釈も是より先人一人にて相務被申候。／

蘭洲官游十餘年。以元文四年婦大阪〔注十一〕〔補14〕。内事記云五井先生東行之後津輕侯へ筮仕、元文中致仕にて当地へ婦老上町に御住居、（五年後）〔補15〕寛保三年癸亥九月右〔27裏〕塾に御引移有之蘭洲遺稿云〔注十二〕〔補16〕

余東游十數年婦則校無講乃尤整菴整菴曰若有官責我乃出答勿患後徐と説之乃孟春上元有一講整菴歿後余復焉以疾辞〔補17〕

詩所謂僑居郷校畔執經不覺疲者即是〔補18〕。／

元文中整菴婦播。侍母氏病。尋丁憂。而整菴亦疾。暫廢講。寬延中病療。而懷德堂遇災。整菴独力拮据。修造告成。在宝曆元年。宝曆八年六月十七日下世。寿六十六〔注十三〕。遺命以竹山為預人。以學主之任讓之於春楼。竹山時年二十九。春楼年四十六。遺状云〔補19〕。五井兄乍御苦勞御引受被下度願存候得共御年来〔28表〕も拙夫と多くは隔り不申且又表向ケ様之勤筋被相厭御退蟄之素念熟知仕候事故御噂も不申出候次は才二郎先師之由緒無遁存候云、

遺命托長崎克之。处理後事。克之亦復旧恩。／

蘭洲作文祭之。云〔補20〕。遺状丁嘯〔補21〕。子于不私。公共懇篤。説不勝悲。謂此也。蘭洲撰碑文亦云〔補22〕。昔日郷校之營也。以不必伝子為約。至今踐其言。不渝。人以為美談。蓋懷德堂初成于同志。中道整菴独力經營。其子竹山勝春楼万々。故人以其預人兼學主為有讓子之心。所以有違言歟。今則授之先師之子。誠美事也。／

【28裏】碑文又云。予与君友善。都四十年所〔補23〕。／

懷德堂定約。石菴門人中村良齋三星屋武右衛門所撰〔補24〕。連署人名。曰中井忠藏。

日廣岡藤八。日道明寺屋吉右衛門富永仲基〔補25〕。日鴻池屋又四郎。日備前屋吉兵衛。日三星屋庄藏東菴。日古金屋助十郎。日泉屋五郎兵衛。日平野屋清助。日平野屋平作。日三宅才次郎。末書諸同志中。享保二十年乙卯七月所作。石菴歿後五年定約都六則。中有如左者。／

直講四書五經等道義之書。不可以詩文招集生徒〔補26〕。／

同志一月二回會合。宜說翁問答、孝子伝、集義和書等仮名之書〔補27〕。／

〔29表〕定約草成。良齋遂歿。因就正于三輪執齋云。整菴歿後。定約附記成。第一条〔補28〕申明學主選學德兼優不必伝子之義〔補29〕。第二条□(審?)言預人學主之職責。第四条學德之人。雖非講師助講。宜聘而請講。如三輪並河二先生之例。但學問不可有流儀。雖為才德高名之人。而主意相違。則不可請講。第五條道義之書以外。修詩賦文章。且講醫術亦可。宝曆八年戊寅八月三宅才次郎謹書。連署人員。日五井藤九郎。日中井善太。日同德二。日船橋屋四郎左衛門以下二十四人。／

壁書末〔補30〕。則蘭洲斟酌。令町内無縁之人亦得聽講〔注十四〕。／

〔29裏〕宝曆八年八月十九日春樓開講大學。四九之夜。請蘭洲助講。二七之朝講。／

内事記云五井先生へ助講相頼〔補31〕。同月二十二日易伝開講。是より二七之朝講。／

同年九月十三日同志會合。誦說集義和書。／

## 注

一：石菴兄弟入江戸得無非為綱齋絶交耶

二：仁齋駁朱益軒藤大疑徂徠立異字石菴執齋等之自朱入王亦皆當時學界之風潮使然也亦是崎門學風之所激也

三：□(遺) □(稿) □(云) □(補32) □(時) □(有) 小芝莊者。為人輕□(俊)。稍知講學。与余同謁宅子。莊語侵犯朱。□(乃) 厲□(声) □(叱) □(日) □(子) 安知朱。亦安知陸。第自修焉。莊遂巡而却。余□(故) 断□(手)。意。朱自朱。陸自陸。並行不相悖。其在自修之人歟。／

竹山伝云。□(万) □(年) □(之) 學則不然。苟有可疑。則雖朱説不取之。而其大□(緊) 要。□(則) □(依) □(據) 朱説。其意並(蓋) 謂〔補33〕。朱子之學。出自羅仲素李延年。□(而) □(朱) □(子) □(解) □(經)。間有不取二人言者。羅李之學。出自楊仲立。而羅李□(之) □(言) □(未) □(必) □(一) □(依) 楊氏之學。出自程伊川。而其説間有与伊川異□(者) □(且) □(朱) □(子) 終身尊信二程。以為孔孟之正統。然朱子解易。則別立本□(義) 不用程伝。其他固多不用程子者。今學朱子者。当如朱子之學程子也。膠守(劃) 劃(画) 一。不知活用。是豈朱子之意也哉。／

……執齋石菴等の陸王に入るは、崎門の褊狭の致す所なり。

四：武右衛門中村良齋

五：整菴行狀云〔補34〕、徒步入関、前後六反。

六：整菴行狀云、君自少与蘭洲五井先生友善。及先□(生?) 就津輕侯辟。索居十數年。以書論學講道。往復弗措〔補35〕。

七：石菴歿

八：○懷德堂外事記云。安永元年極月廿二日〔補36〕。三宅才次郎方へ夜四時盜賊

忍入。先代之遺稿雜記之人候骨脚紛失。學流伝來の書物あり〔補37〕。

九：春樓宴客時置遺篋於□(窻?) 外盜児視平日珍重之為宝貨也〔補38〕

十：石庵又好俳句号泉石善□(書) 學顔真卿善小鼓好謡曲晚好将棋〔補39〕

十一：蘭洲婦大阪

十二：遺稿云〔補40〕校中諸君以小学自律格人自衣服劍佩之制至束髮之□(高)

□(下) □(步) 履之疾徐皆不恣時粧不華靡不鄙俚各有一□(定) □(之) □(摸)

□(世) 人視之以為校中美風以為郷閭子弟之範是即下學急務而上所以副朝家之德之意也

十三：整菴歿

十四：年寄河井立牧より無縁の人の□(出?) □(會?) □〔補41〕

## 【書き下し文】

懷德堂助教

懷德堂実には享保十一年に成る。石菴整菴等の師弟の力なり。

石菴初め浅見綱齋に学ぶ。既にして陸王を崇奉す。綱齋怒りて之を絶つ。三輪執齋の初め佐藤直方に学び、後に陸王を信じ、直方の絶つ所と為ると相ひ似たり。(竹山「御同志中相談覚書」に) (以下、「御同志中相談覚書」からの引用部分は省略) 是を以て二人の交はり相ひ合す。執齋 酒井侯を辞して、京師に帰り、尋いで大阪に來りて、石菴持軒と往來す。執齋又た江戸に入る。執齋來阪の日、整菴等も亦た蓋し執齋して教へを乞ふ。

執齋 江戸に在りて権門に出入す。幕臣・大嶋古心なる者と善し。古心も亦た蓋し王学の徒なり。其の子・大嶋近江守、八代將軍有徳公吉宗の近臣為り。八代將軍文を好み儒を崇び、奎運隆となり。菅笠兼山なる者有り。名は直養、彦兵衛と称す。武藏の人なり。初め仁齋に学び、後に三宅尚齋に從游す。享保八年十一月、官に私学を建てんことを請ふ。官之を准し、府尹に命じて黄金三十両を賜ひ、本所に校地を恩貸し、因りて私塾を立つ。会輔堂と曰ふ。將軍 近臣と談ずるに此の事に及ぶ。近江守 其の父・古心に謂ひて曰はく、「京阪の地も、亦た学を興こすこと無かるべからず。豈に此の願ひを抱く者有ること無からんや」と。古心之を執齋に語る。執齋曰はく、「大阪に石菴有り。人 其の徳に服す。然れども学を興こすを官に請ふの志有りや否

やは、未だ知るべからず。請ふ、之を其の門人に告げん」と。執斎因りて之を整菴に報ず。

是より先に石菴、尼崎町二丁目御霊筋に居るに、整菴入門す。同志三星屋武右衛門中村良齋・道明寺屋吉左衛門富永仲基・船橋屋四郎左衛門長崎克之・讚州金比羅木村平十郎寸木・同平蔵等と謀り、正徳三年八月、同志醸金して、講舎を安土町堺筋西入北側に建つ。多松堂と曰ふ。石菴後に醸金人の名を聞知するに、其の意に慍はざる者有りて、居を他処に移さんと欲す。因りて享保四年八月を以て、安土町の講舎を売り、居を高麗橋筋三丁目に僑す。享保九年大火に会し、蔵書皆焚く。石菴火を平野に避く。平野の同志の徒、慰藉して乏きこと無きを得。既にして中村良齋三星屋武右衛門・富永徳通、号は芳春道明寺屋吉左衛門・長崎、名は克之船橋屋四郎右衛門・吉田益之備前屋吉兵衛年老いての号は可久・山中鴻池屋又四郎等の五人、諸同志と謀り、災後の地を相、尼崎町一丁目北側吉左衛門の隠居なりにトす。是の歳の五月、講舎を表口六間半・裏行二十間之地に建立し、名づけて懷徳堂と曰ふ。十一月、石菴平野より帰りて此に住み、以て徒に授くに、会執斎の書至る。

此に於て整菴之を同志に報じ、会して謂ふ、「若し官許を得ば、則ち懷徳堂も亦た長く退転の憂無し。之を老師に告ぐれば、則ち恐らくは許可せず。之を秘すに若かず」と。因りて享保九年の冬、整菴東行し、執斎と面商す。帰りて之を石菴に告ぐ。石菴曰はく、「事已に此に至る、奈何ともすべき無し」と。十年五月、整菴 道明寺屋・備前屋と共に東行す。整菴 江戸に逗留すること十月に至る。大嶋古心とも亦た面議するを得。十一年春、整菴三たび東行し、御側の有馬兵庫頭・加納遠江守に謁す。大阪官衙に請ふことを命令せらる。整菴未だ帰らざるに、公文 既に大阪官衙に至り、整菴及び五人の履歴を調査するを命ず。是の歳四月、整菴帰阪し、乃ち興学を大阪御番所に請ふ。時の東尹は鈴木飛騨守、西尹は松平日向守なり。六月七日、二尹 整菴を召して、官許の命を伝ふるに、賜ふに学校の地に取立つるを以てし、地主に与ふるに代地を以てす。因りて加へて東隣尼崎屋の有する表五間裏二十間の地を賜はんことを請ふ。官之を許す。整菴四たび東行し、道謝す。直ちに建築に着手し、八月落成す。整菴 学問所預と為り、石菴 学主と為り、十月五日『論語』開講す。会蘭洲服闋するに、請ひて助教と為す。蘭洲時に年三十。

『遺稿』に云ふ、「尼崎坊の郷校既に営まれ、開講に日有り。乃ち衆 講を宅子に請ふ。宅子 音吐朗暢ならず、口中糊塗なり。且つ書を講ずるを好まず。但に撰取することを坐談す。乃ち曰はく、『吾向に其の事に与らず。又た欲せざる所なり。他人を扱べ』と。蘭洲 議に与らざるを以て心に平らかならず。蓋し整菴等、秘密を尚び、初め石菴に秘して、後に之を石菴に告ぐ。而して蘭洲は則ち終始門外漢なり。平らかならざる所以なり。衆 言無くして退く。曰はく、『首めに官に告ぐるに日講を課するを以てす。即ち講無ければ、責 必ず至らん』と。時に于て整菴未だ講説に狃れず。目に自ら難しとする

の色有り。衆も亦た敢へて強ひず。是に於てか余を邀ふ。蘭洲母を喪ひて平野に在る者久し。此の時已に帰りて大阪に在るか、將た衆 之を平野に邀へて大阪に帰るか。初め諸子の計營するや、予を度外に置き、心に平らかならざる所以なり。屏けて避く。常に軼として、不平を懷く。乃ち意ふに、今や講師に其の人無し。特だ余の貧にして与し易きを以てするや、之を軽んず。創学五商 皆分家なり。蘭洲独り貧し。遽に日講を命ずるなりと。乃ち辞して曰はく、『余一日諸君より少きを以て、毎に末席にして隅坐するは、固より当に然るべし。今昂然として師授に居らば、何の顔もて諸君の上風に就かん。独り内に心に慙づるのみならず、且つ校を挙げて人無きに似る。請ふ、辞せんことを』と。整菴予に私して曰はく、『子に不平の色有り。郷校の事、其の初めは事 秘約たり。是れ密然たるなり。四五の輩の外は、敢へて知る者莫し。故に計 子に及ばざるのみ。異と為さざらんことを望む。今官命下るは、斯道の幸ひ、焉より尚きは莫し。子若し肯せざれば、則ち日講廃せらる。日講廢せらるれば、則ち校も亦た熄むに幾し。子、請ふ、斯学の為に強ひて之に就かんことを』と。乃ち日講 半載とするを可とす。並河翁五一郎・井上生左平、赤水助講たりて、相い續きて絶えず」と。

當時の事情、以て推知すべきなり。『懷徳堂内事記』に云ふ、

（以下、『懷徳堂内事記』からの引用部分は省略）  
既にして蘭洲 享保十二年五月を以て東游す。十五年七月十六日、石菴歿す。遺稿盜に遭ふ。享年六十六。配は岡田氏、二男二女あり。長・文太郎と、二女とは皆先に夭す。次は乃ち正誼なり。春楼、才二郎と稱す。時に年十九。整菴 学問所預を以て学主を兼ね、三宅氏と宅を易へて居す。三宅氏人少なくて中井氏人数多きを以てなり。竹山 石菴歿前一年に生まれ、履軒 歿後二年に生まる。当時蓋し異論有り。創学五人の一たる長崎克之同盟を脱す。『懷徳堂内事記』に云ふ、

（以下、『懷徳堂内事記』からの引用部分は省略）  
蘭洲官游すること十餘年にして、元文四年を以て大阪に帰る。『内事記』に云ふ、

（以下、『懷徳堂内事記』からの引用部分は省略）  
『蘭洲遺稿』に云ふ、「余東游すること十數年、帰れば則ち校に講無し。乃ち整菴を尤む。整菴曰はく、『若し官の責むること有れば、我乃ち出でて答へん。患ふる勿かれ。後徐々に之を説かん』と。乃ち孟春上元に一講有り。整菴歿して後、余 焉を復するも、疾を以て辞す」と。

詩に謂ふ所の「僑居郷校の畔、経を執りて疲るるを覚へず」とは、即ち是れなり。元文中、整菴 播に帰り、母氏の病に侍す。尋いで憂に丁る。而して整菴も亦た疾み、暫く講を廢す。寛延中病療ゆるも、懷徳堂災に遇ふ。整菴独力にして拮据し、修造成を告ぐるに、宝暦元年に在り。宝暦八年六月十七日下世す。寿六十六。遺命するに竹山を以て預人と為し、学主の任を以て之を春楼に譲る。竹山時に年二十九、春楼年四十六。遺状に云ふ、（以下、『懷徳堂内事記』からの引用部分は省略）

遺命するに長崎克之に後事を処理するを托す。克之も亦た旧恩を復す。

蘭洲文を作り之を祭りて云ふ、「遺狀丁嘯にして、子に于て私せず。公共懇篤にして、読むに悲しみに勝へず」とは、此を謂ふなり。蘭洲碑文を撰するに亦た云ふ、「昔日郷校の営まるるや、必ずしも子に伝へざるを以て約と為す。今に至りて其言を踐み、渝へず。人以て美談と為す」と。蓋し懷徳堂初めは同志に成り、中道は塾菴独力にして経営す。其の子竹山の春楼に勝ること万とたり。故に人 其の預人にして学主を兼ねるを以て子に譲るの心有りて、以て言に違ふこと有る所と為さんや。今則ち之を先師の子に授くるは、誠に美事なり。

碑文又た云ふ、「予と君と友善たること、都て四十年所なり」と。

『懷徳堂定約』は、石菴の門人・中村良齋三星屋武右衛門の撰する所なり。連署人の名は、曰はく、中井忠藏。曰はく、廣岡藤八。曰はく、道明寺屋吉右衛門富永仲基。曰はく、鴻池屋又四郎。曰はく、備前屋吉兵衛。曰はく、三星屋庄藏東菴。曰はく、古金屋助十郎。曰はく、泉屋五郎兵衛。曰はく、平野屋清助。曰はく、平野屋平作。曰はく、三宅才次郎。末に諸同志中と書す。享保二十年乙卯七月に作る所なり。石菴歿後五年なり定約都て六則あり。中に左の如き者有り。

直に四書五経等の道義の書を講じ、詩文を以て生徒を招集すべからず。

同志一月一二回会合し、宜しく『翁問答』、『孝子伝』、『集義和書』等仮名の書を讀むべし。

『定約』の草成り、良齋遂に歿す。因りて三輪執斎に就正すと云ふ。塾菴歿するの後の『定約附記』成る。第一条、学主は学徳兼ねて優るるを選びて必ずしも子に伝へざるの義を申明す。第二条、預人・学主の職責を審言す。第四条、学徳の人あらば、講師・助講に非ずと雖も、宜しく聘して講を請ふべきこと、三輪・並河二先生の例の如し。但し学問に流儀有るべからざるも、才徳高名の人為りと雖も、主意相ひ違はば、則ち講を請ふべからず。第五条、道義の書以外に、詩賦文章を修め、且つ医術を講ずるも亦た可なり。宝暦八年戊寅八月三宅才次郎謹書す。連署の人員は、曰はく、五井藤九郎。曰はく、中井善太。曰はく、同徳二。曰はく、船橋屋四郎左衛門以下二十四人なり。

壁書の末、則ち蘭洲斟酌し、町内の無縁の人をして亦た聴講するを得しむ。

宝暦八年八月十九日、春楼『大学』を開講す。四・九の夜なり。蘭洲に助講を請ふ。

二・七の朝講なり。

『内事記』に云ふ、

(以下、『懷徳堂内事記』からの引用部分は省略)

同年九月十三日、同志会合し、『集義和書』を誦説す。

#### 注

一：石菴兄弟江戸に入り、非無きに綱齋の交はりを絶つところと為るを得るか。  
二：仁齋朱を駁し、益軒・藤 大いに疑ひ、徂徠 異学を立つ。石菴執斎等の朱より王に入るも亦た皆當時の学界の風潮 然らしむるなり。亦た是れ崎門の学風の激する所なり。

三：遺稿に云ふ、時に小芝莊なる者有り。人と為り軽俊にして、稍講学を知る。余と同一宅子に謁するに、莊語して朱を侵犯す。乃ち声を厲して叱して曰はく、「子安んぞ朱を知らん。亦た安んぞ陸を知らん。第だ自ら焉を修めよ」と。莊逡巡して却く。余故に手を断つ。意へらく、朱は朱よりし、陸は陸よりして、並行して相悖らざるは、其れ自ら修むるの人在るか。

竹山伝に云ふ、「万年の学は則ち然らず。苟も疑ふべき有れば、則ち朱説と雖も之を取らず。而して其の大本緊要は、則ち朱説に依據す。其の意 蓋し謂へらく、朱子の学は、出づること羅仲素・李延年よりして、朱子の経を解するは、問 二人の言を取らざる者有り。羅・李の学は、出づること楊仲立よりして、而して羅李の言未だ必ずしも一に楊氏に依らず。楊氏の学、出づること程伊川よりして、其の説問伊川と異なる者有り。且つ朱子は終身二程を尊信し、以て孔孟の正統と為す。

然れども朱子の易を解するは、則ち別に本義を立てて、程伝を用ひず。其の他固より程子を用ひざる者多し。今の朱子を学ぶ者、当に朱子の程子を学ぶが如くすべきなり。膠守画一にして、活用するを知らざるは、是れ豈に朱子の意ならんや」と。

……執斎石菴等の陸王に入るは、崎門の褊狭の致す所なり。

四：武右衛門は中村良齋なり。

五：『塾菴行状』に云ふ、「徒歩より関に入ること、前後六反」と。

六：『塾菴行状』に云ふ、「君 少きより蘭洲五井先生と友善たり。先生 津輕侯の辟に就くに及び、索居すること十数年。書を以て学を論じて道を講ずること、往復して措かず」と。

七：石菴歿す。

八：○『懷徳堂外事記』に云ふ、(以下、『懷徳堂外事記』からの引用部分は省略)学流伝来の書物あり。

九：春楼客を宴する時に遺篋を□外に置く。盗児平日之を珍重するを視て、宝貨と為すなり。

十：石庵又た俳句を好む。号は泉石。書を善くし、顔真卿を学ぶ。小鼓を善くす。謡曲を好む。晩に将棋を好む。

十一：蘭洲大阪に帰る。

十二：遺稿に云ふ、校中の諸君、小学を以て自ら律して人を格し、衣服劍佩の制より束髪の高下・步履の疾徐に至るまで皆時粧に倣はず、華靡ならず、鄙俚ならず、各

おの一定の摸有り。世人之を視て以て校中の美風と為し、以て郷閭の子弟の範と為すと。是れ即ち下学の急務にして上の朝家の徳に副ふ所以の意なり。

十三：塾菴歿す。

十四：年寄河井立牧より無縁の人の出會□

補注

1…見出しの記された行を含む三行は、罫紙の上に同じ罫紙を用いた紙片が貼付された上に記されており、下になった罫紙にも文字があり、加筆修正が加えられている。なお、この章の内容について、天囚は依拠した資料を明示していないところがあるが、『学問所建立記録』や『懷徳堂内事記』等の記述に依拠していると見られる。

2…『懷徳堂考之一』執筆の時点で天囚は、南山道人『諸家人物誌』に「富永仲基

字ハ某、俗称道明寺屋吉右衛門浪華ノ賈人ナリ初メ三宅万年ニ学テ後説敵ヲ著シテ儒及ヒ諸子ヲ誹ルヨツテ万年ト絶ツ且出定後語ヲ著シテ浮屠氏ヲ論ズ」とあることに基づいて、五同志の一人である道明寺屋吉左衛門（富永芳春。名は徳通）を富永仲基であるとしている。天囚は大阪人文会第二次例会での講演においても、「富永仲基即ち道明寺屋吉左衛門、即ち夫の説敵を著して破門され、又出定後語を著した富永仲基でございます」と述べたとその速記録に記されている。しかし、後に『懷徳堂考』上巻の「五同志附富永仲基」の節において天囚は、「仲基は芳春の子、別に謙齋と号し、即ち是れ毅齋の異母弟にして、蘭皐の同母兄」であり、「毅齋歿後の宝暦八年に成りし懷徳堂定約附記に連署せる道明寺屋吉左衛門は、正しく毅齋の長子成美が事ならん」として、『諸家人物誌』（天囚は『諸家人物志』と表記）の名を挙げてその説を否定している。この修正は、『懷徳堂考』上巻にも触れられているように、天囚が西照寺にある富永家の墓石を調査した結果等を踏まえたものと見られる。西照寺調査の記録は『懷徳堂考之一』の後半部第五十二葉表裏に記されている。なお、『諸家人物誌』においては、仲基が万年に破門されたとされているが、このことについても天囚は疑っており、『懷徳堂考』上巻では「予は此の伝説に疑なき能はず」と述べている。

3…このあたりの罫紙上部に、上部が断裂して「堂」字のみ残った、朱筆で記した付箋が貼付されている。「多松堂」と記されていたと見られる。

4…ここで天囚は、道明寺屋吉右衛門を富永芳春としている。

5…このあたりの罫紙上部に、「懷徳堂」と朱筆で記した付箋が貼付されている。

6…この時の塾菴と石庵との会話が、いつ行われたのかは未詳。享保十年五月よりも前、おそらく同年春のことであろう。

7…「十月五日論語開講」について、『学問所建立記録』には「老先生初講」とあるのみで、石庵の講義の内容については記されていないが、『懷徳堂内事記』には

「十月五日、老先生論語開講」と、『論語』が講じられたことが記されている。おそらく天囚は、この『懷徳堂内事記』の記述に基づいたと考えられる。『懷徳堂考』上巻においても天囚は、「学問所の普請は八月に成就せしが、石庵始めて論語の講席を開きしは十月五日なり」と、石庵は『論語』を講じたとする。なお、今では、この時の石庵の講義の筆記録である『万年先生論語孟首章講義』により、石庵が『論語』だけではなく、『孟子』の首章についても述べられたことが知られているが、『懷徳堂考之一』を執筆した時点で天囚は、『万年先生論語孟首章講義』を知らなかった。すなわち、明治二年（一八六九）に懷徳堂が閉鎖された後、『万年先生論語孟首章講義』は中井家の親戚である大阪府加島村の小笠原家に預けられており、その後、明治四十三年（一九一〇）七月に開催された大阪人文会第五次例会に招待された木菟麻呂が、小笠原家に預けてあった遺物の中から同書を見出し、人文会例会で紹介したのだが、それまでは天囚を含めて同書の存在は誰も知らなかったと考えられる。拙稿「中井木菟麻呂が受け継いだ懷徳堂の遺書遺物―小笠原家に預けられたものを中心に―」（『中国研究集刊』第六十三号、二〇一七年）参照。

8…『遺稿』は、『蘭洲遺稿』巻乾所収の「尼崎坊郷校既嘗開講有日」（第九十一葉）以下の一節を指し、割り注は、いずれも天囚が補足した語である。なお、『蘭洲遺稿』は、「且不好講書」を「且性不好講書（且つ性 書を講ずるを好まず）」に、「但坐談撰取」を「唯坐談撰得」（唯だ撰得するを坐談す）に、「目有自難之色」を「有自難之色」（自難の色有り）に、「日講可半載」を「可日講可半載」（日講を可とし、半載を可とす）に作る。

9…『懷徳堂考之一』の第二十四葉表裏は、罫紙が綴じられた糸のところで切断されている。第二十三葉裏の末尾の文字列と、第二十五葉表の先頭の文字列とは無理なく連続することから、第二十四葉を切断したのは天囚自身であり、天囚は切断した後に、第二十三葉裏の続きを第二十五葉に記したと考えられる。

10…「半載」は半年。後述するように、蘭洲は懷徳堂官許のおよそ半年後の享保十二年四・五月頃、大坂を離れて江戸に行き、享保十六年に津輕藩の藩儒となった。

11…『懷徳堂内事記』には、「学問所行司」に続いて、定書の最後の条文の「始て出席の方は、中井忠蔵迄其断可有之候事」が定まる経緯について、五同志らが「講席へは無縁の人も勝手に罷出候様」とするべきかどうかを「評議」し、結局石庵が「吾党の学問所に候へは年寄を以入来候面々、神妙に講習有之候事可為専要目被仰た結果、この条文の通りとなつたとの経緯についても記されている。この箇所については、天囚は書き写していない。

12…「十五日」は「十六日」の誤写。『懷徳堂考』上巻は「十六日」に修正されている。

13…『懷徳内事記』は「懷徳堂内事記」の誤り。引用中の注記はいずれも天囚が補

足した語である。

14：このあたりの野紙上部に、「……□（帰？）阪」と朱筆で記した付箋が貼付されている。

15：「五年後」の注記は天因が補足した語である。

16：『蘭洲遺稿』は、『蘭洲遺稿』巻乾所収の「尼崎坊郷校既嘗開講有日」（第九十一葉）の末尾の箇所を指す。

17：『蘭洲遺稿』は、「余東游十数年」を「余東行官游十数年」（余東行して官游すること十数年）に、「勿患」を「子勿患」にそれぞれ作る。

18：「詩」は、前出「咏懐詩」の「僑居郷校畔、執経不覚疲」（僑居郷校の畔、経を執りて疲るるを覚へず）を指す。

19：「遺状」は、『懷徳堂内事記』所収の斃菴の遺書のうち、五井藤九郎（蘭洲）、三宅才二郎（春楼）、中村東庵、富永吉左衛門、吉田吉兵衛宛のものを指す。

20：「文」は、『蘭洲遺稿』巻坤所収の「祭中井斃菴文」（第三十七葉）を指す。

21：『蘭洲遺稿』巻坤所収の「祭中井斃菴文」は、「遺状丁嚀」を「遺状丁寧」に作る。

22：蘭洲の撰による「碑文」は、『蘭洲遺稿』巻坤（第三十八葉）に、「祭中井斃菴文」に続いて収められている。但し、『蘭洲遺稿』には題名が記されておらず、天因が朱筆にて「中井斃菴墓表」と書き入れている。

23：前出『蘭洲遺稿』巻坤所収の「中井斃菴墓表」は、「予与君」を「余与君」に作る。

24：『懷徳堂定約』は、大田源之助（号は蘆隱）が大阪市史編纂掛の所蔵する懷徳堂関係資料を書写して作成した『懷徳堂記録』に含まれている。天因は『懷徳堂考』上巻冒頭の序説において、大田から『懷徳堂記録』の提供を受けたことを述べており、天因の旧蔵書である懷徳堂文庫・碩園記念文庫・小天地閣叢書の中には、『懷徳堂記録』の写本が現存する。なお、中井木菟麻呂が大阪市編纂掛の幸田成友に提供した資料に『懷徳堂定約附記』は含まれていたが、『懷徳堂定約』は提供されていない。これは、『懷徳堂定約』は中井家所蔵資料中に無かったためと考えられる。大阪市史編纂掛所蔵の『懷徳堂定約』は、明治三十五年（一九〇二）に森本專助が提供した『懷徳堂記』（大阪市史編纂掛が附した仮題で、原本には題名無し）の写本である。幸田成友が明治四十四年（一九一）に私費で出版した『懷徳堂日記』には、『懷徳堂定約』・『懷徳堂定約附記』が共に収録されている。拙稿「西村天因の五井蘭洲研究と『懷徳堂記録』」（『懷徳堂研究』第七号、二〇一六年）参照。

25：この箇所でも、天因は道明寺屋吉左衛門は富永伸基であるとしている。

26：『懷徳堂定約』中の「講し可申事ハ、四書五経其外道義之書計講談致し、他之雑事講候儀一切無用に候事」の条文を指す。なお、その附けたりには「講聴聴衆減

少に成候時節ハ、学主之心得にて、人寄之為め詩文等之講釈はくるしからざる事之了簡にもなり可申候、左様之義ハ学問所御願申上候主意相違致候間、学主講師たる人守り可在候事に候」とある。

27：『懷徳堂定約』各条文についての記述は、天因による要約であり、引用ではない。この箇所は、「同志之輩、講日之外、一月兩度はかり講堂にて会合可致事（以下略）」の条文を指す。

28：以下、『懷徳堂定約附記』の各条文についての記述も、天因による要約であり、引用ではない。

29：『懷徳堂定約』においては「学主たる人其子へ直に伝候事堅く無用」と学主の世襲が禁じられていたが、『懷徳堂定約附記』においては「先学主之子弟、年齢も学徳も有心に候は、其儘同志中より推立候義も可有之事」とされ、「大抵別人之相統を常とし、子弟之相統を變と相心得」と、学主の世襲が許容された。こうした附記による規定の変更について、天因は特に注意を払っていないように見受けられ、この点は『懷徳堂考』上巻でも同様である。懷徳堂の学主が竹山以降は中井家によって受け継がれたことに対して、天因が否定的であったことと関連があるように思われる。

30：『壁書』は、『懷徳堂内事記』の宝曆七年八月のところに記されている。

31：『懷徳堂内事記』は、「相頼」を「相頼ミ」に作る。

32：以下注三の部分は、野紙の下側に貼付された紙片に十一行にわたって記されている。その冒頭部分の『遺稿』は、『蘭洲遺稿』巻乾所収「朱陸異同自古学者聚訟不已」（第四十七葉裏）中の一節（第四十九葉表十一行目）を、また四行目からの「竹山伝」は、山木善太（号は積善・眉山）の「竹山中井先生伝」をそれぞれ指す。最後の一行「……執斎石菴等の陸王に入るは、崎門の編狭の致す所なり」も引用と思われるが、不明。『懷徳堂考』上巻には「元寛の際、学界猶草昧に属し、諸儒一説を墨守せしも、學術漸く開けては、諸説競ひ起り、各旗幟を立て、而して門戸の見始めて盛に、伐異の弊も亦生じ、崎門編狭最も甚だしく、之を麾きて已に同じからしむべき者も、稍已に異なれば之を排し之を駆りて、之を岐路に逐ふを免れず、石菴の如きも亦然り」とある。なお、「竹山中井先生伝」は、龜山隼三「近代先哲碑文集」第二十七集竹山中井先生碑文集（夢観堂、一九七一年）所収。但し、天因が何に基づいて「竹山中井先生伝」を見たのかは不明。

33：山木善太の「竹山中井先生伝」は、「其意並謂」を「其意蓋謂」に作る。

34：『斃菴行状』は「先君子貽範先生行状」を指すと思われるが、天因が何によって見たのかは不詳。「先君子貽範先生行状」は、明治四十一年（一九〇八）に大阪市史編纂係の幸田成友から懷徳堂関係資料の追加提供を求められた中井木菟麻呂が、求めに応じて家蔵資料の中の漢文で記されたものを編輯した『懷徳堂纂録』に所収

されている。木菟麻呂は翌明治四十二年（一九〇九）、『懷德堂纂録』に加えて、和文で記された家蔵の懷德堂関係資料を編輯した『懷德堂記録拾遺』と、並河寒泉の『拜恩志喜』とをあわせて幸田に提供した。興味深いのは、大阪人文会の会員である大田源之助は、『懷德堂記録拾遺』を含む大阪市史編纂係所蔵の懷德堂関係資料に基づいて『懷德堂記録』四冊を作成し、それを天因に提供したのだが、『懷德堂記録』四冊の中に『懷德堂記録拾遺』は含まれているが、『懷德堂纂録』と『拜恩志喜』とは含まれていない点である。懷德堂文庫碩園記念文庫小天地閣叢書には、大田の『懷德堂記録』を写した『懷德堂記録』四冊が収蔵されているが、その中にも、また碩園記念文庫全体の中にも『懷德堂纂録』の写本は確認できない。前掲拙稿「西村天因の五井蘭洲研究と『懷德堂記録』」参照。なお、「先君子貽範先生行状」は、中井竹山の『奠陰集』にも収録されているため、天因は『奠陰集』の写本から行状を引用した可能性が考えられるが、未詳。ちなみに、天因が竹山自筆本の『奠陰集』を見たのは、明治四十三年（一九一〇）七月に天因が世界一周から帰国した後である。拙稿「西村天因『懷德堂資料』の成立事情と『奠陰集』」（『中国研究集刊』湯浅邦弘教授退休記念号・第六十九号）参照。

35：中井木菟麻呂『懷德堂纂録』所収の「鬢菴行状」は、「友善」を「相善」に、「十数年」を「十餘年」にそれぞれ作る。

36：『懷德堂外事記』には、「安永元年極月」ではなく「同年極月」とある。

37：『懷德堂外事記』からの引用は「紛失」までで、「学流往來の書物あり」は『懷德堂外事記』からの引用に続く竹山の口上書の中に、「学流往來の書ものにて御座候」とあるのを踏まえ、天因が補足した語である。「書物」は、この時盗まれた二つの「淡紙包の柳こり」の中に入っていたという、石庵の書き残した反古を指す。

38：天因が何に基づいてこの注記をしたかは不明。

39：天因が何に基づいてこの注記をしたかは不明。

40：以下注十二の部分は、野紙の下側に貼付された紙片に記されている。『遺稿』は、『蘭洲遺稿』卷坤所収の「校中諸君」（第六十葉）の一節を指す。

41：河井立牧が無縁の人の聴講を申し込んだことは、『懷德堂内事記』の記述に基づいていると見られる。『懷德堂考』上巻においても言及されているが、典拠が『懷德堂内事記』であるとは明示されていない。

## 《一九》

### 中風病歿

蘭洲常云「補1」、稟賦壯実、資質淡泊、其平生之壯健可知、蘭洲年六十三之宝曆九年五月。中風病歿。懷德堂内事記云「補2」。同年宝曆九年五月廿八日。五井先生中症病歿に依り。易伝闕講。長病之義故。同年八月より春楼先生易伝統講。竹山遺状云

「補3」。折節五井先生御病歿。【30表】御家内婦女計。内へ全く引受ノ御世話にて。其息女を養妹に引取。大祥前に出嫁の約を堅め。先生有馬御湯治之懸引杯。衰麻を脱置相働申候。時鬢菴歿後未滿三年。故云。遺稿有有馬記事一篇【注一】。／

遺稿有中風行擬白樂七古一篇云「補4」。四百四病病と同。就中最苦唯中風。四樂說成於同年七月閏望後三日「補5」。曰。古者貧人榮啓期者語孔子曰。一樂為人。二樂為男子。三樂不癆。嗚呼達哉言也。予乃戲加之以曰。樂我為有酒量人。中風論云「補6」。中風者猶言中氣云々。亦有解嘲一篇曰「補7」。中風有二。有哭者。謂之泣中風。有笑者。謂之笑中風。如某則不泣不笑。謂之念中風可。蓋念者俗言或謂之納念云々。／

## 【30裏】

蘭洲母氏中風。其姊亦中風。蘭洲好酒。而亦中風。蓋遺傳也。

咏懷詩云「補8」。豈因幾七十。一朝疾風痺。頃刻為癡人。百骸渾不支。頼有旧相識。重義且輕貲。日夜來保護。免為溝中屍。日夜來保護者。蓋竹山履軒。其重義輕財、真可尚也。／

蘭洲遺稿云「補9」。余不幸嬰斯疾四年。殆如囚人。帶桎梏。何辜而然。又不幸近七十。無兒息侍養備緩急。瓶中豈無斗米療飢。不能自執爨。架上豈無書卷。不能就取。起臥失度。皆待婢僕。婢僕之費。又皆仰親朋惠。然心獨不異。此時記憶未全失。右手幸得乘筆。將有所記。坐入乃腿肉酸痛。兩目昏□（睡？）。即念臥。不能構思。即

「31表」投筆。方此時酒能排悶。然慮酒債不得數。如此慘楚。可勝言哉。病中之狀、歷々如親。幸得右手乘筆。病中作文。累數百篇。其精力可驚。又云「補10」。余近年有志排異端卻諸子。頗有著述。偶罹此疾。不能終業。此之為憾耳。答問云「補11」。今五六十有五。精神未全衰。視聽未嘗替。膳如平時。蔬糲同膏粱。薄酒等醇酎。腸胃亦健矣。不知如是尚幾幾歲苦楚。終天年在何時。（中略）乃庶弭粒食。以其或縮生。不亦可乎「補12」。然余稟賦壯実。三日不食。目能視。耳能聽。又有親戚朋友。日々來勸復膳。亦不忍堅拒。恐情事不能遂也「補13」。或曰。世之病子疾亦多。子獨何爾。曰。碌々之徒何足數。余雖無似。自幼從事學。慎身格心。以庶不墮先人之業。及有裨益于世。今而廢。余「31裏」何不抱不平之心。客唯而退。嗚呼蘭洲至絕食求死。其苦楚慘痛。真非學人之大不幸乎。此文之成。蓋在宝曆十二年。蘭洲以是歲三月十七日歿【注二】。／

懷德堂内事記云。十二年壬午三月十七日。五井先生易簧。寿六十六。同日より晦日迄教授相休む。／

碑文云「補14」。其生元祿十年丁丑四月八日。其卒宝曆十二年壬午三月十七日。寿

止六十六。四方伝訃。莫不齋咨矣。以先塋狹隘。窆于府下実相寺之丘。／

竹山撰碑文。履軒書并篆額。豐碑巍然長存。二子之所以報師恩者。無後遺憾。【注三】

【注四】【注五】【注六】／



注

一：遺稿有送徳二兄還郷五絶〔補15〕蓋蘭洲□（往）有馬時竹山使弟履軒儔病送輿故此詩惜別云

二：家とうしのためならぬを年比ねんじ侍けるを／我やとはあしとお「も」ふ物を難波人からておさける事そくやしき〔補16〕

三：在津記事／髻菴墓在誓願寺攻石府下無双〔補17〕／

四：頼春水云〔補18〕五井蘭洲墓在実相寺竹山為銘少壯之作。文辞尤巧。彫鐫亦精。而石質不良。一面剥。数字已泯。故墓碣扱石為先。扱工次之。

五：○実相寺住友氏菩提所也蘭洲遺稿有嘉久翁書跋〔補19〕嘉久住友元祖（或云二代）〔補20〕蓋住友氏有人蘭洲門者因葬于此歟／

六：蘭洲墓左西向有廉齋長嶋君墓其次北面喬青孺人其次慈貞媼墓其次万珠院照仙妙瀧大姉墓皆北面万珠院墓石刻文政十一年戊子秋九月五日長嶋氏十五日不知廉齋女否〔補21〕／

七：蘭洲墓右北面有大光智英童子墓刻通称長嶋楠五郎文政九年丙戌年十月五日〔補22〕是或廉齋継家所生次有盛徳義立居士墓天明三年卯歲七月十五日過去帳不載童子与居士未知何人／

## 【書き下し文】

蘭洲常に云ふ、「稟賦壮実、資質淡泊」と。其の平生の壮健なること知るべし。蘭洲年六十三の宝暦九年五月、中風病発す。『懷徳堂内事記』に云ふ、（以下、『懷徳堂内事記』からの引用部分は省略）竹山の遺状に云ふ、（以下、『竹山遺状』からの引用部分は省略）時に髻菴の歿後未だ三年に満たざるが故に云ふ。遺稿に「有馬記事」一篇有り。

『遺稿』に「中風行擬白樂」七古一篇有りて云ふ、「四百四病 病を病むは同じ。就中最も苦なるは唯だ中風なるのみ」と。「四楽説」は同年七月閏望後三日に成りて、曰はく、「古者貧人・榮啓期なる者、孔子に語りて曰はく、「一楽は人為り。二楽は男子為り。三楽は殤せず」と。嗚呼、達するかな言や。予乃ち戯れに之に加へて以て曰はく、『樂は我れ酒量有るの人為り』と」と。「中風論」に云ふ、「中風なる者は、猶ほ中氣を言ふ云々」と。亦た「解嘲」一篇有りて曰はく、「中風に二有り。哭く者有り。之を泣き中風と謂ふ。笑ふ者有り。之を笑ひ中風と謂ふ。某の如きは則ち泣かず笑はず。之を念ひ中風と謂ひて可なり。蓋し念とは俗言にして、或ひは之を納念と謂ふ云々」と。

蘭洲母氏中風あり。其の姉も亦た中風あり。蘭洲酒を好みて、亦た中風あり。蓋し遺伝ならん。

「咏懐詩」に云ふ、「豈に凶らん幾と七十にして、一朝風痺を疾む。頃刻癡人と為り、

百骸渾て支へず。頼ひに旧き相識有り。義を重んじ且つ質を軽んず。日夜来りて保護し、溝中の屍と為るを免る」と。「日夜来りて保護」する者は、蓋し竹山・履軒ならん。其の義を重んじて財を軽んずるは、真に尚ぶべきなり。

『蘭洲遺稿』に云ふ、「余 不幸にして斯の疾に墮ること四年、殆ど四人の如く、椀楮を帶ぶ。何の辜ありて然るや。又た不幸にして七十に近きも、児息の侍養して緩急に備ふるもの無し。瓶中 豈に斗米の飢を療すもの無からん、自ら嚙を執る能はず。架上 豈に書卷無からん、就取する能はず。起臥矢洩、皆婢僕を待つ。婢僕の費、又た皆親親の恵むを仰ぐ。然るに心独り異にせず。此の時記憶未だ全くは失はれず、右手幸ひに筆を乗るを得て、將に記する所有らんとす。坐すること久しくし、乃ち腿肉酸痛し、両目昏睡す。即ち臥せんと念ふも、思ひを構すこと能はず。即ち筆を投ず。方に此の時に酒能く悶を排す。然るに酒債を慮れば数しはするを得ず。此くの如き惨楚、言ふに勝ふべけんや」と。病中の状、歴々として觀るが如し。幸ひに右手筆を乗るを得て、病中に文を作ること、數百篇を累ぬ。其の精力驚くべし。又た云ふ、「余近年異端を排して諸子を卻くを志すこと有りて、頗る著述すること有り。偶たま此の疾に罹りて、業を終ふる能はず。此れを之れ憾みと為すのみ」と。答問に云ふ、「今茲に六十有五、精神未だ全くは衰へず、視聽未だ嘗て替へず、膳は平時の如く、蔬糲は膏粱に同じく、薄酒は醇酎に等しく、腸胃も亦た健なり。是くの如くして尚ほ幾歳の苦楚を経て、天年を終ふること何れの時に在るか知らず。（中略）乃ち粒食を弭むるを庶ふ。以へらく其れ或は生を縮むるも、亦た可ならずや。然れども余 稟賦壮実にして、三日食はざるも、目は能く視、耳は能く聴く。又た親戚・朋友の、日と来りて膳に復するを勸むる有り。亦た堅拒に忍びず。情を恐れて事 遂ぐる能はざるなり。」或ひと曰はく、「世の子の疾を病むも亦た多し。子独り何ぞ爾るや」と。曰はく、「碌々たるの徒は何ぞ數ふるに足らん。余 無似と雖も、幼より事に学に従ひ、身を慎み心を格し、以て先人の業を墮さずして、世に裨益すること有るに及ぶを庶ふ。今にして廢せば、余何ぞ不平の心を抱かざらん」と。客唯して退く」と。嗚呼、蘭洲 食を絶ちて死を求むるに至る。其の苦楚慘痛たること、真に学人の大不幸に非ずや。此の文の成ること、蓋し宝暦十二年に在り。蘭洲 是の歳の三月十七日を以て歿す。『懷徳堂内事記』に云ふ、（以下、『懷徳堂内事記』からの引用部分は省略）碑文に云ふ、「其の生まるるは元禄十年丁丑四月八日、其の卒するは宝暦十二年壬午三月十七日なり。寿六十六に止る。四方に訃を伝ふるに、齋咨せざる莫し。先塋の狹隘なるを以て、府下実相寺の丘に窆る」と。

竹山碑文を撰す。履軒書し並びに額に篆す。豊碑巍然として長く存するは、二子の師恩に報ひる所以の者なり。後無きこと遺憾なり。

## 注

一…遺稿に「送徳二兄還郷」(徳二兄の郷に還るを送る)の五絶有り。蓋し蘭洲有馬に往く時、竹山 弟・履軒をして病に憐して輿を送らしむ。故に此の詩に別れを惜しむと云ふ。

二…(省略)

三…在津記事にいふ、「整菴の墓は誓願寺に在り。攻石 府下無双なり」と。

四…頼春水云ふ、「五井蘭洲の墓は実相寺に在り。竹山銘を為る。少壯の作にして、文辭尤も巧みにして、彫鐫も亦た精なり。而れども石質良からずして、一面剥して、数字已に混ぶ。故に墓碣は石を扱ぶこともて先と為し、工を扱ぶこと之に次ぐ」と。  
五…○実相寺は住友氏の菩提所なり。『蘭洲遺稿』に「嘉久翁書跋」有り。嘉久は住友の元祖(或いは二代と云ふ)。蓋し住友氏蘭洲の門に入る者有り。因りて此に葬るか。

六…蘭洲の墓の左、西向に、廉斎長嶋君の墓有り。其の次に北面して喬青孺人なる者、其の次に慈貞媼の墓、其の次に万珠院照仙妙瀧大姉の墓あり。皆北面す。万珠院の墓石に「文政十一年戊子秋九月五日長嶋氏」と刻す。廉斎の女か否かを知らず。

七…蘭洲の墓の右、北面して大光智英童子の墓有り。「通称長嶋楠五郎、文政九年丙戌の年十月五日」と刻す。是れ或いは廉斎家を継ぎて生む所ならん。次に盛徳義立居士の墓有り。「天明三年卯歳七月十五日」なり。過去帳に童子と居士とを載せず。未だ何人たるかを知らず。

## 補注

1…蘭洲が常に言っていたという言葉は、『蘭洲遺稿』巻乾第九十二葉裏所収の「予稟賦壮実資質澹泊頼自幼從事于学」(予、稟賦壮実、資質澹泊、頼ひに幼より事に学に従ひて)の箇所を指す。

2…『懷徳堂内事記』は、「五井先生中症病発に依り」を「五井先生中症病発に依る」に作る。

3…「竹山遺状」は、淵藏(蕉園)・七郎(碩果)宛のものを指す。なお、「遺状」は「御家内婦女計。内へ全く引受ノ御世話にて」を「御家内婦女計り故、全く引受候御世話にて」に、「衰麻を脱置相働申候」を「衰麻を脱置相働き候候事など」に作る。

4…「中風行擬白楽」は、『蘭洲遺稿』巻乾所収の「中風行擬白楽天」(中風行 白楽天に擬す)(第一葉表)を指す。

5…「四楽説」は、『蘭洲遺稿』巻乾所収の「四楽説」(第一葉表)を指し、『蘭洲遺稿』は「予乃戯加之以一日」を「予乃戯れに之に加ふるに一を以てするに、曰はく、」に作る。

6…「中風論」は、『蘭洲遺稿』巻乾所収の「中風論」(第二葉裏)を指す。

7…「解嘲」は、『蘭洲遺稿』巻乾所収の「解嘲」(第三葉裏)を指す。

8…「咏懐詩」は、前出の『蘭洲遺稿』乾卷所収の「咏懐詩」を指す(第四十一葉裏)。

9…『蘭洲遺稿』からの引用は、補注1前出の「予稟賦壮実資質澹泊頼自幼從事于学」中の語句を指す。『蘭洲遺稿』は、「瓶中」を「餅中」に、「右手幸」を「右手尚幸」に、「昏睡」を「昏耗」に作る。「睡」字は誤字か。

10…補注9の文に同じ。

11…「答問」は、『蘭洲遺稿』巻乾第九十三葉表所収の「答問」を指す。

12…このあたりの野紙の上部に、朱筆で「絶食求□(死)」と記された附箋が貼付されている。また、『蘭洲遺稿』は「乃庶粒食」を「今庶粒食」に作る。

13…「答問」からの引用について、「不能遂也」から「或曰世之」までの間にも、天囚が引用を中略した部分があるが、天囚はその中略には触れていない。

14…「碑文」は、『蘭洲五井先生之墓』(『浪華名家碑文集』巻一所収)を指す。

15…『蘭洲遺稿』の「嘉休翁書跋」は、「跋嘉休翁書後」(巻乾第五十二葉表)を指す。

16…「送徳二兄還郷」は、『蘭洲遺稿』巻乾所収の「送中井徳二兄還郷」(中井徳二兄の郷に還るを送る)(第十一葉表)を指す。

17…『在津記事』下巻からの引用。

18…『在津記事』下巻からの引用。

19…『蘭洲遺稿』巻坤所収の和歌(第八十七葉裏)を指す。「おもふ」の「ふ」はおそらく天囚が書き落としたもの。

20…天囚が「」を脱したと思われる。

21…『懷徳堂考之一』後半の第五十八葉表・裏には、天囚が上本町の実相寺において蘭洲関係の墓石及び過去帳を調査した記録が記されている。注「六」及び「七」は、実相寺での墓石調査の後に、その記録に基づいて、『懷徳堂考之一』前半の本文の余白部分に書き入れたものと思われる。「十五日」は意味不明。天囚が盛徳義立居士の墓石にある「七月十五日」の箇所と混同し、誤記した可能性があると思われる。

22…『懷徳堂考之一』第五十八葉表に記されている天囚の調査記録には、大光智英童子の墓の文には「十月五日」ではなく「十月廿日」とある。上述した記録を余白に書き入れた際に、万珠院の墓石にある「九月五日」の箇所と混同した天囚が、誤記した可能性があると思われる。

## 《二十》

## 【32表】

子孫

蘭洲資質淡泊【補1】。不娶。自津輕歸老。蓄一妾。生一女。／  
遺稿云【補2】。藩君不好文。諸臣亦侮儒術。乃損俸歸。老姉寡居。失長子。無所寄  
身。余乃迎歸僑居。數年。亦疾痺終。買一妾生一女。姉歿于寛延三年【注1】。／  
蘭洲嘗作文【補3】。悲無兒息可備緩急。故其義子論【補4】。論池田信濃守父子之  
事。深入人情。有歌云。／

おのこ、もたらてそうたえん事のいと口おしければ【補5】。／  
やまひする身をうたかたのきえやられてよるへも浪の行を悲しき

せうとのみまかり給ふけるとき【補6】。／  
いかにせんなかはくちゆくみやま木に連る枝のたえしなけきハ

春の行をもしらぬまには一とせの春なるへし我は年【32裏】老ひて心地しぬへく  
もおほえぬをゆくりなく手はもたす足た、ぬ病を三とせの間わつらひてよつの時  
たれこめて庭にたにおりた、ねは春のみならずすまふ処さへ北にむかひたれ八月  
の光りの人の家をてらすを見れど板ひさしもうまた荒れねはさし入る影もなしす  
へて春去り夏来り秋ゆき冬来るを人のいふにてこそしれ月もみてりやかけたなりや  
もしらずありかひもなき世なれとおしてゆくへき道にもあらず  
とてもつゝにゆくてふ道【補7】きのふとまき【補8】けふと暮して立かてにす  
る

三年までた、ぬあしへのほくるはうきながら世になからふる也  
年ふりてかた枝枯行老木には春に桜の花もにはほす

三年た、ぬあしまの蟹のあならとも人は知しな横にはふ身を

## 【33表】

かくて世にあらはやあらんあれハとてえそ【注2】なきものとおもひなす身も【注  
三】。／

いにしへのひしりはた、けふをたのしみて命の事はすべて天にまかせ給ふとそさ  
れど身につけるやまひをよめたのしとはおほさし

たのしきは心にあらなんやまゐりしていけるから社くらんくるしかりけれ【補9】。／

老後懐旧

つゆは袖に霜は頭に宿さひ消ぬこ、ろそむかし悲しき

しぬへくおほえければひとつ子のむすめのかたはらにあるを見て

しなん命惜しからぬ身も親といへは子そなけくらん事そ悲しき【補10】。／

むすめにあたふる朝かほのことは【補11】。／

くれつつかたに朝かほの花いたくしほみはて、ひろこり【33裏】たる葉のみなればあ

りとも知らぬを朝戸あくれハ朝ことに【補12】白きあかきいとみとりなるか人  
にむかひさきならべたる思ひかけぬやうにてもあやなりふる哥にゆふ陰にこそさ  
きまさるとよめるはこの花けふの夕かけにひもときそめて朝つゆいときよけにひら  
くるをよめるなるへしこと花のつほめる二日三日もひらけかねて待遠なるに似すて  
いとよしいてや女の鳥なく比をき出て、ひそかに□(顔?)あらひくしけつり打粉  
などよそほひわかたのむおほけ人のもとにいきたらんはこの花夜の内に人にしられ  
すさけるに同じかるへし女は人にはたえをみすましきといへはいとよくなひたり  
又女【34表】はひとり世にた、す人にゆきて三の従ふ道ありこの草又ひとりをひす  
□(笹?)などによりか、つらふものなれハ又よく似たり又女は一たひ人にまみえ  
てはこと人にまみえぬならひこの花のふた、ひ人にみはやされんとせぬもよく似た  
り一草一木もことよりはありなと【注四】むかしの人のいひをきけんいとありかたし  
こ、ろのまめならん女はこの朝かほの花をみても身のつ、しみのをしへとならんか  
しかのいきたなき女のそくをき出てねみたれ髪かきなてもせず枕のあとあかつき  
たる顔してねやをはひいてたらんはいとうるさくこそあれ昔女のもとにかよひすめ  
るをのこかならず眺【34裏】に出しやるはわかればおしけれとこの□(さ?)かみ  
ら□をうしとなるへしいとおかし

あさかほはよのまに花の開けてもとこしへに人のなかめとはなる【注五】  
としさた

女子名はセツ。竹山養為養妹。嫁于永井左門殿留守長嶋宗助【注六】【注七】【注八】。  
学校公務記録云【補13】。同廿九日(安永九年十二月)養妹長嶋惣介妻相果候。半  
減之忌服相受候へは云々。蘭洲歿後十九年也。蘭洲著話【補14】。外孫長島宜泰所  
校。即宗介之子。蓋亦受教於竹山云。／

碑文云【補15】。族単無可承後。乃耐祀于宗家。所謂宗家。純実之家歟。純実養子  
□次郎与竹山往復

## 注

一…実相寺蘭洲墓左北向有慈貞媼墓蓋其妾也寛政元年己酉四月廿六日卒【補16】

二…えそ

三…神儒一致【補17】。千早ふる神代も女め夫のことはりのたかはぬや国つをしへ  
なるらん

新題百首の中に【補18】。／

天竺

おもひきやわか日の本のいもとせの山をへたつる道あらんとは

四…程子曰一草一木皆有理不可不察【補19】

五…(又女子ノ為ニ伊勢物語を内外に分てり)

六…名恭寅（竹山撰碑文）〔補20〕

七…安永版浪華丸〔補21〕

武州鮫加〔補22〕 七千石

永井伊豫守尚伴 上本町三丁目

留主居 長島宗介／田中市郎兵衛

名代 南谷町 岩田屋利左衛門

用達／藏元 高らいはし二丁メ かきや太兵衛

八…長嶋宗助名恭寅号□（廉）齊文政五年壬午六月□（廿）□（八）日歿（法名法岸

龍風廉齋居士）□（配）五井氏安永九年庚子十二月二十九日亡実相寺有喬青孺人之

墓〔補23〕

### 【書き下し文】

#### 子孫

蘭洲 資質淡泊にして、娶らず。津軽より帰老して、一妾を蓄へ、一女を生む。

『遺稿』に云ふ、「藩君文を好まず、諸臣も亦た儒術を侮る。乃ち俸を捐てて帰る。

老姉寡居す。長子を失ひ、身を寄する所無し。余乃ち迎へて、僑居に帰せしむ。数年

にして、亦た痺を疾みて終る。一妾を買ひて一女を生む。姉 寛延三年に歿す。

蘭洲嘗て文を作るに、児息の緩急に備ふべき無きを悲しむ。故に其の「義子論」に、

池田信濃守父子の事を論じて、深く人情に入る。歌有りて云ふ、

（以下、和文・和歌の引用箇所は省略）

女子名はセツ。竹山養ひて養妹と為し、永井左門殿留守長嶋宗助に嫁す。『学校公務

記録』に云ふ、（『学校公務記録』からの引用部分は省略）蘭洲歿後十九年なり。『蘭

洲茗話』は、外孫長島宜泰の校する所なり。即ち宗介の子なり。蓋し亦た教を竹山に

受くと云ふ。

碑文に云ふ、「族に単く後を承くべきもの無し。乃ち祀を宗家に耐す」と。所謂宗家

とは、純実の家なるか。純実の養子□次郎、竹山と往復す。

#### 注

一…実相寺の蘭洲の墓の左、北向ひに、慈貞媼の墓有り。蓋し其の妾なり。寛政元年

己酉四月廿六日卒す。

二…（省略）

三…（省略）

四…程子曰はく、「一草一木皆理有り。察せざるべからず」と。

五…（省略）

六…名は恭寅（竹山撰の碑文なり）

七…（省略）

八…長嶋宗助、名は恭寅、廉斎と号す。文政五年壬午六月廿八日歿す（法名法岸龍風

廉齋居士）配五井氏、安永九年庚子十二月二十九日亡す。実相寺に喬青孺人の墓有

り。

#### 補注

1…前出の「予稟賦壮実資質澹泊」（予、稟賦壮実、資質澹泊）（『蘭洲遺稿』卷乾第

九十二葉裏所収）を踏まえる。

2…『遺稿』は、『蘭洲遺稿』卷坤所収の「有一故人不相見数年」（第六十六葉表）

中の一節を指す。『蘭洲遺稿』は「乃捐俸歸」を「乃損俸歸」（乃ち俸を損じて帰る）

に、また「亦疾痺」を「亦疾風痺」（亦た風痺を疾み）に作る。

3…「文」は、前出の「予稟賦壮実資質澹泊」の節の、「無児息侍養備緩急」（児息の侍

養して緩急に備ふるもの無し）を踏まえる。

4…「義子論」は、『蘭洲遺稿』卷乾所収（第二十四葉表）。

5…『蘭洲遺稿』卷坤第八十七葉裏所収。『懷徳堂考』上巻にもこの和歌が引用され

ているが、「いと口おしければ」を「いとおしければ」に作る。

6…補注5に続く箇所にある。以下同じ。

7…『蘭洲遺稿』は「ゆくてふ道」を「ゆくてふ道を」に作る。

8…『蘭洲遺稿』は「きのふとまき」を「きのふとさき」に作る。

9…『蘭洲遺稿』は「くるしかりけれ」を「くるしかりけり」に作る。

10…「しなん命」の歌の上には、朱筆の圈点が記されている。『蘭洲遺稿』は

「子そなけくらん」を「子はなけくらん」に作る。また、この歌は『懷徳堂考』上

巻に蘭洲臨終の前の歌として引用されているが、ここでは「子のなけくらん」に作

る。

11…「むすめにあたふる朝かほのことは」の題の上には、朱筆の圈点が記されてい

る。なお、財団法人懷徳堂記念会（現一般財団法人懷徳堂記念会）は一九九六年に、

渡辺霞亭旧蔵の「むすめにあたふる朝かほのことは」書幅を購入しており、この資

料について竹腰礼子氏は「資料報告 五井蘭洲筆「むすめにあたふる朝かほのこ

は」書幅」（『懷徳』第六十七号、一九九九年）において、書幅は「蘭洲が一人娘

セツにあてて贈った「女子心得」の草稿である」と述べている。天因が何に基づい

て『懷徳堂考之一』に引用したかは不明で、霞亭旧蔵の書幅であつた可能性も考え

られるが、一部字句の異同が認められる。

12…「朝ことに」に続いて「思ひかけぬやうにて」とあるが、この九字には墨筆の

傍線が附され、かつ文字の上に朱線が引かれている。次の行に「思ひかけぬやうに

て」とあることから見て、墨筆の傍線と朱線とは、削除の指示と考えられる。この

ため翻刻では削除した。

- 13：『学校校務記録』からの引用中の丸括弧内の語は、天囚が補った語である。
- 14：『蘭洲茗話』は、後に懷徳堂記念会が懷徳堂記念祭の際に記念出版するが、天囚が『懷徳堂考之一』執筆の時点で見ていたかどうかは不明。
- 15：『碑文』は、竹山の「蘭洲五井先生之墓」（『浪華名家碑文集』卷一所収）を指す。
- 16：前出『懷徳堂考之一』後半の第五十八葉表・裏にある、実相寺にある蘭洲関係の墓石・過去帳の調査記録に基づいて書き入れられた注と思われる。
- 17：『神儒一致』は、『蘭洲遺稿』（第八十六葉裏所収）の「神儒一致といふ心を」を指す。
- 18：『新題百首』は、蘭洲の『新題和歌百首』を指す。碩園記念文庫・小天地閣叢書の乾集に写本が収録されている。『懷徳堂考』上巻の「蘭洲の著書」の節には、同書について「新題和歌百首は、題奇にして歌面白し、髣菴其の外和せしも多かりけり」と言及されている。
- 19：程子の言の引用について、前掲竹腰氏の「資料報告 五井蘭洲筆」むすめにあたふる朝かほのことは「書幅」は、『近思録』卷三の「一草一木皆有理、須是察。」（「一草一木皆理有り、須らく是れ察すべし。」）に拠ると思われると指摘するが、『朱子語類』大学五・或問下・伝五章・独其所謂格物致知者一段の「程先生謂、『一草一木亦皆有理、不可不察。』（程先生謂ふ、『一草一木も亦た理有り、察せざるべからず』と。）に拠ると見るのが妥当と考えられる。
- 20：『碑文』は、竹山の「蘭洲五井先生之墓」（『浪華名家碑文集』卷一所収）を指す。
- 21：天囚の言う「安永版浪華丸」とは、安永六年（一七七七）版の『改正増補 難波丸綱目』（全七冊）を指し、その第一冊・第三十二葉裏からの引用と見られる。野間光辰鑑修、多治比郁夫・日野龍夫編輯『校本難波丸綱目』（中尾松泉堂書店、一九七七年）参照。『大阪府立図書館和漢図書分類目録』（大阪図書館、一九〇五年）に「同（竹田注：難波丸綱目を指す） 陰山三郎兵衛補 安永六」七冊との記載があることから、天囚はこの図書館の蔵書から引用した可能性が考えられる。
- 22：安永六年版『難波丸綱目』には「鮫加」とあるが、「鮫河橋」の「鮫河」のことであろう。鮫河橋の附近には、下総・古河藩の藩主であった永井直勝の子孫である分家らの屋敷があった。尚伴は、直勝の子孫である分家らの屋敷があった。尚伴は、直勝の孫・直右に始まる旗本の家の五代目である。『東京都文京区弓町遺跡第6地点―本郷パークハウス ザ・プレミアフォート建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書―』（二〇〇八年）参照。なお、鮫河及び永井尚伴に関しては、大阪府立中之島図書館・東京都立中央図書館より御教示いただいた。厚く御礼申し上げます。
- 23：前出『懷徳堂考之一』後半の第五十八葉表・裏にある実相寺の墓石・過去帳の調査に基づく書き入れと思われる。